

公益財団法人中央果実協会業務方法書 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 本会は、定款第4条第1項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、果樹農業好循環形成総合対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、果樹農業好循環形成総合対策実施要領（平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、次に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。</p> <p>(1) 果振法第4条の4第2号に規定する都道府県法人（以下「都道府県法人」という。）に対する出資</p> <p>(2) 都道府県法人が行う果実計画生産確認事業に必要な資金の造成に対する補助</p> <p>(3) 緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸出支援強化事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業の実施並びにこれらの事業に対する補助</p> <p>(4) 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業の実施</p> <p>(5) 農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が必要と認める業務</p> <p>(6) 前各号に掲げる業務に付帯する業務</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 本会は、定款第4条第1項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、果樹農業好循環形成総合対策等実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、果樹農業好循環形成総合対策等実施要領（平成13年4月11日付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知。以下「要領」という。）に基づき、次に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。</p> <p>(1) 果振法第4条の4第2号に規定する都道府県法人（以下「都道府県法人」という。）に対する出資</p> <p>(2) 都道府県法人が行う果実計画生産推進事業に必要な資金の造成に対する補助</p> <p>(3) 緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸出支援強化事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業の実施並びにこれらの事業に対する補助</p> <p>(4) 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業の実施</p> <p>(5) 農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が必要と認める業務</p> <p>(6) 前各号に掲げる業務に付帯する業務</p> <p>2 (略)</p>
<p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(交付準備金の造成に対する補助)</p> <p>第11条 本会は、都道府県法人が行う果実計画生産確認事業に必要な資金（以下「交付準備金」という。）の造成につき補助する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>第2節 果実計画生産確認推進事業</p>	<p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(交付準備金の造成に対する補助)</p> <p>第11条 本会は、都道府県法人が行う果実計画生産推進事業に必要な資金（以下「交付準備金」という。）の造成につき補助する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第12条～第15条 (略)</p> <p>第2節 果実計画生産推進事業</p>

(事業の内容)

第16条 果実計画生産確認事業は、都道府県法人が、うんしゅうみかん及びりんご（以下「指定果実」という。）の計画的生産出荷を促進するため、次に掲げる措置を講ずる指定果実出荷事業者に対し補給金を交付する事業とする。

(1)～(2) (略)

第17条～第19条 (略)

(事業の実施に対する補助等)

第20条 本会は、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果樹生産性向上モデル確立推進事業、緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸出支援強化事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業、その他生産局長が定める事業を実施する者又はこれらの者に対して補助する都道府県法人又は本会が認める者に対して補助する。

2～4 (略)

第21条 (略)

(事業の内容等)

第22条 第20条第1項に掲げる事業の内容等は、次節から第10節まで、第7章、第8章及び第10章に規定するとおりとし、補助対象経費、補助率等については、実施細則で定めるものとする。

第23条 (略)

(事業の内容等)

第24条 (略)

2 前項の事業の実施者は、都道府県法人等（都道府県法人及び都道府県法人が設立されていない都道府県においては都道府県農業協同組合連合会その他の本会が本事業を適切に実施できると認める団体。以下第2節、第3節、第4節及び第13章において「都道府県法人等」という。）とする。

第25条～第29条 (略)

(推進指導體制等)

第30条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1) 要綱第3の1の(6)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、

(事業の内容)

第16条 果実計画生産推進事業は、都道府県法人が、うんしゅうみかん及びりんご（以下「指定果実」という。）の計画的生産出荷を促進するため、次に掲げる措置を講ずる指定果実出荷事業者に対し補給金を交付する事業とする。

(1)～(2) (略)

第17条～第19条 (略)

(事業の実施に対する補助等)

第20条 本会は、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、緊急需給調整特別対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸出支援強化事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業、その他生産局長が定める事業を実施する者又はこれらの者に対して補助する都道府県法人又は本会が認める者に対して補助する。

2～4 (略)

第21条 (略)

(事業の内容等)

第22条 第20条第1項に掲げる事業の内容等は、次節から第9節まで、第7章、第8章及び第10章に規定するとおりとし、補助対象経費、補助率等については、実施細則で定めるものとする。

第23条 (略)

(事業の内容等)

第24条 (略)

2 前項の事業の実施者は、都道府県法人等（都道府県法人及び都道府県法人が設立されていない都道府県においては都道府県農業協同組合連合会その他の本会が本事業を適切に実施できると認める団体。以下第2節、第3節及び第13章において「都道府県法人等」という。）とする。

第25条～第29条 (略)

(推進指導體制等)

第30条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

(1) 要綱第3の1の(6)のアの(イ)の都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっ

都道府県法人等は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(2) 要綱第3の1の(6)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(3) (略)

(4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。

なお、支援対象者が(5)のチェックシートを提出する場合は、当該点検シートの提出を不要とすることができる。

(5) (略)

(6) 産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施されるに際し、本会は、基金管理団体（産地パワーアップ事業の基金管理団体をいう。）に対し、必要に応じて助言等を行うものとする。また、都道府県法人等は、都道府県に対し、必要に応じて助言等を行うよう努めるものとする。

第31条 (略)

(整備事業実施の要件)

第32条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 国の補助事業による整備が困難であること。

イ 原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。

ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

第33条～第44条 (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第45条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあつては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第107条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあつては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第27条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、都道府県法人等に報告するものとする。

2 前項の確認にあたっては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて整備事業報告書との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確

ては、都道府県法人等は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(2) 要綱第3の1の(6)のアの(ウ)の産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

(3) (略)

(4) 要領第2の1の(4)により支援対象者から点検シートの提出があった場合には生産出荷団体が、当該支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会が点検シートの提出を受けるものとする。

(5) (略)

(6) 産地パワーアップ事業（産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）に定める事業をいう。以下同じ。）が実施されるに際し、本会は、基金管理団体（産地パワーアップ事業の基金管理団体をいう。）に対し、必要な助言等を行うものとする。また、都道府県法人等は、都道府県に対し、必要な助言等を行うよう努めるものとする。

第31条 (略)

(整備事業実施の要件)

第32条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。

ア 国の補助事業による整備が困難であること。

イ 原則として支援対象者が果樹共済に加入していること。

ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

第33条～第44条 (略)

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第45条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあつては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第107条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあつては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第27条第1号により実施された内容、改植、高接、廃園、特認植栽及び新植による転換等の態様が維持されていることを確認し、都道府県法人等に報告するものとする。

(新設)

認根拠書類を、4年後確認については8年後確認まで、8年後確認については確認後5年間保管するものとする。

第46条～第51条 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第52条 本会は、毎年度、予算の範囲内において、政策の重要度に応じて補助金を交付するものとする。この場合、本会は、産地協議会の事業実施計画ごとに、要領第2の1の(7)のアの規定により政策の重要度の指標に係るポイントを付与し、当該ポイントに応じて算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとする。

2 要領第2の1の(7)のイの規定により本会が生産局長と協議して定める指標及び当該指標ごとに付与すべきポイント等については、実施細則に定めるものとする。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から、農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画を優先的に採択するものとする。

(果樹共済及び収入保険等への加入等による果樹経営の安定化)

第53条 要領第2の1の(6)の規定により事業実施者が本事業を実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

第54条～第64条 (略)

第4節 果樹生産性向上モデル確立推進事業

(事業の内容)

第65条 果樹生産性向上モデル確立推進事業は、産地計画を策定している協議会が、農地中間管理機構を活用して園地を集積・集約し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹産地モデル地区」として取り組む場合に、労働生産性の向上を図る省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証・普及を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、第24条第2項の実施者とする。

3 前項の事業の取組主体は、産地計画を策定している協議会のうち農地中間管理機構を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構果樹モデル地区」の取組を実施する産地協議会(以下「果樹モデル地区協議会」という。)とする。

(事業実施計画の承認)

第66条 都道府県法人等は、要綱第3の3の(7)により果樹生産性向上モデル確立事業実施計画の承認を行おうとするときは、あらかじめ知事との協議を了した上で、本会にも協議するものとする。

第46条～第51条 (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第52条 本会は、毎年度、予算の範囲内において、政策の重要度に応じて補助金を交付するものとする。この場合、本会は、産地協議会の事業実施計画ごとに、政策の重要度の指標に係るポイントを付与し、当該ポイントに応じて算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとする。

2 当該指標ごとに付与すべきポイント等については、本会が別に定めるものとする。

3 (略)

4 第1項の規定にかかわらず、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から、農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的に配分するものとする。

(果樹共済への加入等による果樹経営の安定化)

第53条 本事業の実施に当たっては、近年、気象災害が増加していること等にかんがみ、果樹共済への加入等により果樹経営の安定化に努めるものとする。

第54条～第64条 (略)

(新設)

(補助金の交付及び額等)

第67条 本会は、要綱第3の3の(9)のイの補助金の交付申請と要綱第3の3の(7)のアにより承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、農業機械・施設のリースに係る補助率は1/2以内とし、実証のために行う改植等の補助率は第3節の事業に準ずるものとする。

3 本会は、要綱第3の3の(10)のイにより、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

(事業実施状況の報告等)

第68条 要綱第3の3の(10)の事業実施状況の報告等の手続きは、要領第2の3の(12)に定めるところによるものとする。この場合、要領第2の3の(12)の事業実施主体は、本会が事業実施主体として事業を実施した年度の事業については本会とする。

(事業の評価)

第69条 要綱第3の3の(11)の事業の評価の手続きは、要領第2の3の(13)に定めるところによるものとする。この場合、要領第2の3の(13)の事業実施主体は、本会が事業実施主体として事業を実施した年度の事業については本会とする。

第5節 緊急需給調整特別対策事業

第70条～第75条 (略)

(緊急需給調整の実行)

第76条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知により事業を実行する場合は、第74条第1号の産地事業実施計画において選定した選果場と加工工場との間で数量についての取り決め(以下「数量契約」という。)を行うものとする。

第77条～第78条 (略)

(補給金の交付申請等)

第79条 要綱第2の6の(2)のキの補給金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

(1) 指定果実出荷事業者は、事業終了後、第82条により産地調整実績報告が承認されたときは、都道府県法人に補給金交付申請書を提出するものとする。

(2)～(4) (略)

第80条～第84条 (略)

第6節 果汁特別調整保管等対策事業

第4節 緊急需給調整特別対策事業

第65条～第70条 (略)

(緊急需給調整の実行)

第71条 指定果実出荷事業者は、前条第2項の通知により事業を実行する場合は、第69条第1号の産地事業実施計画において選定した選果場と加工工場との間で数量についての取り決め(以下「数量契約」という。)を行うものとする。

第72条～第73条 (略)

(補給金の交付申請等)

第74条 要綱第2の6の(2)のキの補給金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

(1) 指定果実出荷事業者は、事業終了後、第77条により産地調整実績報告が承認されたときは、都道府県法人に補給金交付申請書を提出するものとする。

(2)～(4) (略)

第75条～第79条 (略)

第5節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第85条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱第2の4の(2)のイにより指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

2 前項の果実製品の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、本会は、要綱第2の6の(3)のウの(ウ)により果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適当か否かについて生産局長に協議するものとする。

3 (略)

第7節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第86条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第87条 本会は、要綱第2の6の(4)のエの補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、生産局長が別に定めるところによる。

3 本会は、要綱第2の6の(4)のオにより、事業実績報告の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第8節 果実加工需要対応産地強化事業

第88条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第89条 本会は、要綱第4の1の(2)のエの(ア)の補助金の交付申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、要領第3の1の(1)のイの(ア)の表の補助率の欄の、本会が生産局長と協議して定める額は、実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱第4の1の(2)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第90条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第91条 本会は、要綱第4の1の(3)のエの(ア)及び(イ)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の内容等)

第80条 果汁特別調整保管等対策事業は、指定果実について要綱第2の4の(2)のイにより指針が策定された場合に、又は指定果実その他の果実について災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う事業とする。

2 前項の果実製品の調整保管に係る事業の実施者は、指定果実その他の果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行することが可能であると生産局長が認めた果実加工業者とし、本会は、要綱第2の6の(2)のイの(ウ)により果汁特別調整保管等対策事業実施計画を生産局長に協議する際に、併せて、事業の実施者として適当か否かについて生産局長に協議するものとする。

3 (略)

第6節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第81条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第82条 本会は、要綱第2の6の(2)のウの(エ)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は、生産局長が別に定めるところによる。

3 本会は、要綱第2の7の(2)のウの(ウ)により、事業実績報告の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第7節 果実加工需要対応産地強化事業

第83条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第84条 本会は、要綱第4の2の(2)のエの(ア)の補助金の交付申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、要領第3の2の(1)のイの(ア)の表の補助率の欄の、本会が生産局長と協議して定める額は、実施細則に定めるものとする。

3 本会は、要綱第4の2の(2)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第85条 (略)

(補助金の交付及び額等)

第86条 本会は、要綱第4の1の(3)のエの(ア)及び(イ)の補助金の交付の申請と第20条第2項により承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 前項の補助金の補助率は、要領第3の1の(2)のイ及び実施細則で定めるとおりとする。
- 3 本会は、要綱第4の1の(3)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第92条～第93条 (略)

第9節 果実輸出支援強化事業

第94条～95条 (略)

第10節 パインアップル構造改革特別対策事業

第96条～第102条 (略)

(都道府県推進事務費の内容等)

第103条 本会は、都道府県法人等に対し、果実計画生産確認事業等の円滑な推進に資するために要する経費で別に定めるものを、都道府県推進事務費として交付する。

第104条～第106条 (略)

(業務実施方針)

第107条 本会は、果実計画生産確認事業、緊急需給調整特別対策事業及び果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、生産局長と協議の上、対象果実、実施時期、実施方法(事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件)、経費その他必要な事項を定めた業務実施方針を作成するものとする。

(業務実施規程)

第108条 本会は、生産出荷安定指針が定められた場合において、果実計画生産確認事業及び果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、果振法第4条の5の規定に基づき、対象果実、実施時期、実施方法(事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件)、経費その他必要な事項を定めた業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けるものとする。

第109条～第112条 (略)

(各種施策との連携)

第113条 担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹生産性モデル確立事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等(事

- 2 前項の補助金の補助率は、要領第3の2の(2)のイ及び実施細則で定めるとおりとする。
- 3 本会は、要綱第4の1の(3)のオの(ア)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

第87条～第88条 (略)

第8節 果実輸出支援強化事業

第89条～90条 (略)

第9節 パインアップル構造改革特別対策事業

第91条～第97条 (略)

(都道府県推進事務費の内容等)

第98条 本会は、都道府県法人等に対し、果実計画生産推進事業等の円滑な推進に資するために要する経費で別に定めるものを、都道府県推進事務費として交付する。

第99条～第101条 (略)

(業務実施方針)

第102条 本会は、果実計画生産推進事業、緊急需給調整特別対策事業及び果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、生産局長と協議の上、対象果実、実施時期、実施方法(事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件)、経費その他必要な事項を定めた業務実施方針を作成するものとする。

(業務実施規程)

第103条 本会は、生産出荷安定指針が定められた場合において、果実計画生産推進事業及び果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、果振法第4条の5の規定に基づき、対象果実、実施時期、実施方法(事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件)、経費その他必要な事項を定めた業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けるものとする。

第104条～第107条 (略)

(新設)

業実施者を除く。)、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸出支援強化事業の実施に当たっては事業実施者(本会を除く。)は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

(実施細則)

第114条 第18条、第22条、第27条第1号、第32条第1号、第32条第5号、第33条第1項第2号、第49条、第51条第1項、第52条第2項及び第3項、第55条、第61条、第64条、第77条第2項、第78条第3項、第80条、第81条、第89条第2項、第91条第2項、第93条第2項、第106条及び第112条第2項から第6項までに定めるもののほか、この業務方法書に掲げる業務の実施に必要な手続き及び様式については、実施細則又は新商品開発等事業実施要領で定める。

(実施細則)

第108条 第18条、第22条、第27条第1号、第32条第1号、第32条第5号、第33条第1項第2号、第49条、第51条第1項、第52条第3項、第55条、第61条、第64条、第72条第2項、第73条第3項、第75条、第76条、第84条第2項、第86条第2項、第88条第2項、第101条及び第107条第2項から第6項までに定めるもののほか、この業務方法書に掲げる業務の実施に必要な手続き及び様式については、実施細則又は新商品開発等事業実施要領で定める。

(附則)

1 この業務方法書の変更は、平成30年4月1日から施行する。

2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成30年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成30年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。